

長崎港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和8年2月

長崎港港湾管理者

長 崎 県

本計画は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成26年 6月 第47回長崎県地方港湾審議会
- ・ 平成26年 7月 交通政策審議会第56回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成27年10月 第48回長崎県地方港湾審議会
- ・ 平成30年10月 第49回長崎県地方港湾審議会
- ・ 令和 2年 1月 第50回長崎県地方港湾審議会
- ・ 令和 2年 2月 交通政策審議会第78回港湾分科会
- ・ 令和 6年 9月 第53回長崎県地方港湾審議会

の議を経た長崎港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	-----	1
土地造成及び土地利用計画	-----	2
1. 土地利用計画	-----	2

変更理由

土地利用動向の変化に対応するため、神ノ島地区の土地利用計画を変更する。

I 土地造成及び土地利用計画

土地利用動向の変化に対応するため、土地利用計画を次のとおり計画する。

1. 土地利用計画

単位：ha

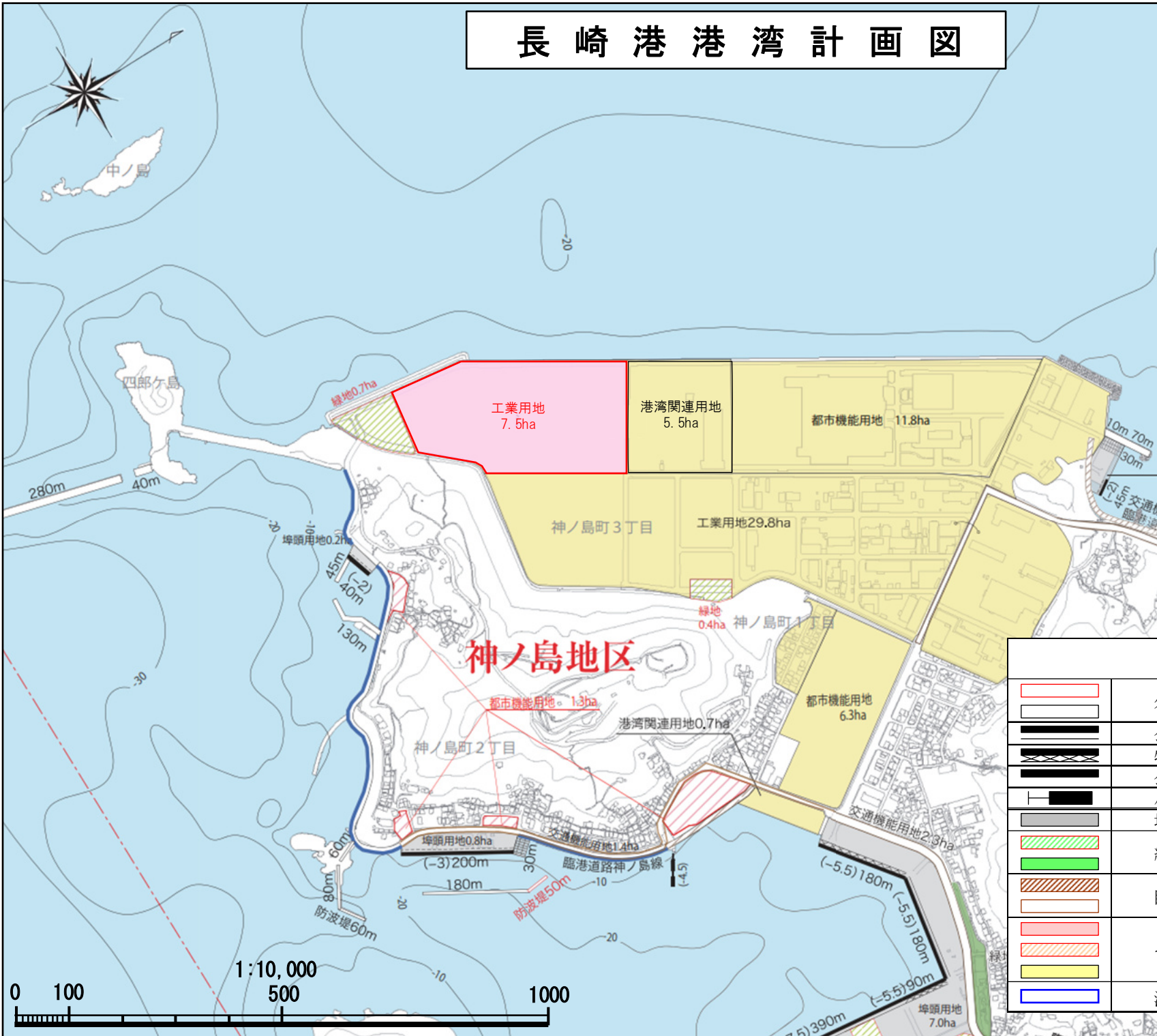
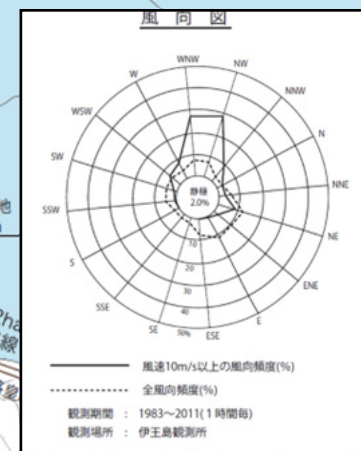
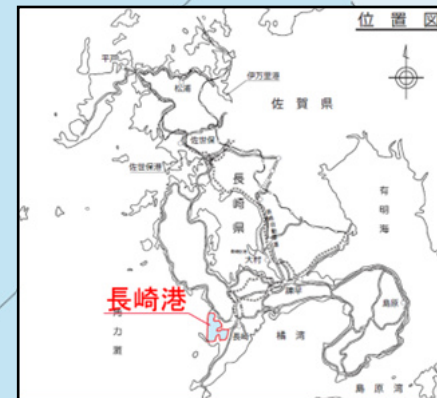
用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	合計
神ノ島地区	(1) 1	(6) 6	(37) 37	19	(1) 1	(1) 1	(47) 66

注1) ()は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

長崎港港湾計画図



凡 例	
	外 郭 施 設 (既定計画)
	(既 設)
	公 共 岸 壁 (既定計画)
	物 資 補 給 岸 壁 (既定計画)
	公 共 物 揚 場 (既定計画)
	小 型 棧 橋 (既定計画)
	埠 頭 用 地 (既定計画)
	緑 地 (既定計画)
	(既 設)
	臨 港 道 路 (既定計画)
	(既 設)
	そ の 他 の 用 地 (今回計画)
	(既定計画)
	海 岸 保 全 ラ イ ン (参 考)

1:10,000

